

茨木市中小企業公害防止施設整備資金融資利子補助要綱

茨木市中小企業公害防止施設資金融資利子補助要綱(昭和58年12月 1 日実施)の全部を改正する。

(目的)

第1 この要綱は、茨木市中小企業振興資金条例(昭和41年茨木市条例第31号)に基づく融資(以下「融資」という。)を受けている者が当該融資に対して支払う利子について、市が補助金を交付することにより、公害防止施設(下水道の除外施設を含む。以下「公害防止施設」という。)の整備を促進し、もって中小企業者の経営の安定を図ることを目的とする。

(補助対象)

第2 補助の対象となるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 公害防止施設整備計画認定書を市長に提出し、その整備計画の執行方法について適当と認められたもの
- (2) 公害防止施設保存管理状況報告書を市長に提出し、その保存及び管理状況について適当と認められたもの

(補助の期間)

第3 補助の期間は、融資を受けた日から貸付条件による完済期日までとする。ただし、早期完済の場合は、その完済日までとする。

(補助金額)

第4 補助額は、融資残高につき年5パーセント以内の割合で計算して得られた額とする。ただし、返済期日ごとにおける返済を延滞した部分の元金については、補助金額算定の基礎としない。

(補助金の交付申請)

第5 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて指定された期日までに市長に申請しなければならない。

- (1) 公害防止施設整備計画認定書(初年度のみとする。)
- (2) 公害防止施設保存管理状況報告書(2年度以降のみとする。)
- (3) 返済予定表(写)

(補助金の交付決定)

第6 市長は、第5の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて予算の範囲内において補助金を決定し、申請者に対し補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第7 第6の補助金交付決定通知書を受けたものは、補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出し、補助金の交付を請求しなければならない。

(補助金の交付)

第8 市長は、第7の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めたときは、当該請求者に補助金を交付する。

(実績報告)

第9 補助金の交付を受けたものは、当該融資に関する実績報告書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、公害防止施設を設置したときは、当該公害防止施設の設置に関する実績報告書を市長に提出しなければならない。

(立入検査)

第10 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、その職員に、補助対象の施設若しくは事業所に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第11 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業に係る収入及び支出に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助金の交付を受けたものは、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第12 補助金の交付を受けたものは、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助金の取消し等)

第13 市長は、補助金の交付を受けるものあるいは受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) その他市長が不適当と認めたとき。

(市長の指示)

第14 市長は、補助金の使用に関し、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業公害防止施設整備資金融資利子補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年6月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市中小企業公害防止施設整備資金融資利子補助要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

様式第1号

年 月 日

(申請先)茨木市長

所在地
名称
代表者名

印

(自署の場合は押印不要)

茨木市中小企業公害防止施設整備資金融資利子補助金交付申請書

茨木市中小企業公害防止施設資金融資利子補助金の交付を次のとおり申請します。

1 借入金利子補助申請額

金 円

ただし、内訳は次のとおり

取扱金融機関				資金用途					
借入元金	当初借入金		前年度 月末借入(残)金		本年度(/ ~ / 月)中の		本年度 月末借入(残)金		
					借 入 金		返 済 金		
	千円		千円		千円		千円		
	計								
利子額	年 率		貸 付 期 間			支払利子額		うち利子額補助申請額	
	%		/ ~ / ()			円		円	
			/ ~ / ()						
	計								

2 借入金に係る事業

事業計画	事業名	内 容	事業費 千円	備 考
資金調達計画	区 分		金 額 千円	備 考
	借入金	資金		
		資金		
	自 己 資 金			
	計			

3 添付書類

- ・公害防止施設整備計画認定申請書(初年度のみとする。)
- ・公害防止施設保存管理状況報告書(2年度以降のみとする。)

(貸 付 証 明)

上記の貸付金及び利子額については、記載のとおり相違ありませんので証明します。

年 月 日

(金融機関)所在地
名称
代表者名

様式第 2 号

茨木市指令 第 号

所在地

名 称

代表者 様

茨木市中小企業公害防止施設整備資金融資利子補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市中小企業公害防止施設整備資金
融資利子補助は、次の条件を付けて、金 円を交付します。

条 件

年 月 日

茨 木 市 長

様式第 3 号

年 月 日

(請求先) 茨木市長

所在地

名 称

代表者

印

茨木市中小企業公害防止施設整備資金融資利子補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知のあった茨木市中小企業公害防止施設整備資金融資利子補助金を次のとおり請求します。

1 補助対象の内容

2 金 額

様式第4号

年 月 日

(報告先)茨木市長

所在地
名称
代表者名

印

(自署の場合は押印不要)

茨木市中小企業公害防止施設整備資金融資利子補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、
次のとおり報告します。

1 借入金

取扱金融機関		資金用途			
借入金元金	当初借入金	前年度末借入残高	本年度(/ ~ / 月)中の		本年度 月末借入(残)金
			借入金	返済金	
	千円	千円	千円	千円	千円
	計				
利子額	年 率	貸 付 期 間		支払利子額	うち利子補助額
	%	/ ~ / ()		円	円
		/ ~ / ()			
		/ ~ / ()			
	計				

2 借入金に係る事業

事業実績	事業名		内 容		事業 費		備 考		
					千円				
資金調達実績	区 分		金 額		調達および返済実績		備 考		
	借入金	資金		千円					
		資金							
	自 己 資 金								
	計								